

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事

要 求 水 準 書

令和5年8月

四日市市上下水道局

目 次

第1章 総則	1
1. 本書の位置付け	1
2. 事業内容	1
(1) 事業名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称	1
(3) 事業の目的	1
(4) 対象施設及び対象業務	1
(5) 施設の立地条件	4
(6) 事業方式	4
(7) 事業期間	4
(8) 事業スケジュール	4
(9) 遵守すべき関係法令等	5
3. 事業の考え方	6
(1) 事業コンセプト	6
(2) 受注者に求める役割	6
4. 基本事項	7
(1) 用語の定義	7
(2) 前提条件	7
(3) 要求する機能	7
(4) 既存施設諸元	8
第2章 細則	9
1. 細則の構成等	9
(1) 細則の構成	9
(2) 対象施設及び業務範囲	9
(3) 対象業務の概要	9
2. 本事業に関する要求水準	9
2-1 調査業務	9
(1) 本業務の内容	9
(2) 本業務の実施に当たっての留意事項	9
2-2 設計業務	10
(1) 共通事項	10
(2) 着水井兼揚水ポンプ井	11
(3) 揚水ポンプ設備	12
(4) 紫外線処理設備	12
(5) エアレーション設備	12
(6) 次亜注入設備	13
(7) 流出井	13
(8) 水処理棟	14

(9) 電気・計装設備	14
(10) 電気工事	14
(11) 場内配管	15
(12) 場内整備、付帯施設	16
(13) 照査業務	16
(14) 環境対策	16
(15) 完成検査	16
(16) 設計図書の提出	16
2-3 工事業務	17
(1) 本業務の内容	17
(2) 本業務の実施に当たっての留意事項	17
2-4 一般事項について	19
(1) 受注者の基本的な責務	19
(2) 既施設の理解	21
(3) 維持管理の配慮	21
(4) 官公署、電気、ガス、水道、電話、通信事業者への届け出手続き等	21
(5) 安全管理	22
(6) 環境配慮事項	22
(7) 施工計画書	23
(8) 計画工程表	23
(9) 許認可・届出	23
(10) 国庫補助金	24
(11) 設計	24
(12) 提出書類	24
(13) 機器等の調達	25
(14) 社内検査及び工場検査等	26
(15) 施工方法	27
(16) 随時検査	27
(17) 試運転	28
(18) 完成図書の提出	28
(19) 取扱説明会	29
(20) 暴力団等不当介入に関する事項	29
(21) 個人情報取扱注意事項	29

第1章 総則

1. 本書の位置付け

本要求水準書は、四日市市上下水道局（以下「発注者」という。）が小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事（以下「本事業」という。）を実施する者（以下「受注者」という。）の募集・選定を行うにあたり、本公募型プロポーザルに参加しようとする者が技術提案書を作成する際に必要となる前提条件、並びに発注者が求める本事業の対象施設の性能及びサービスの水準等について定めたものである。

2. 事業内容

(1) 事業名称

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事

(2) 公共施設等の管理者の名称

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

(3) 事業の目的

本事業は、既設の小牧水源地を稼動しながら、隣接する用地に施設強化のため土木・建築・機械設備・電気設備工事一式を詳細設計付工事発注方式により実施するものである。

事業の実施にあたっては、将来にわたり安全、安心な水を安定的に確保しなければならないことを鑑み、特に省エネルギーの推進とランニングコストの低減、長期にわたる施設の維持管理性の向上等、受注者が有する技術力、ノウハウ及び創意工夫を活用するとともに、事業期間の短縮を図るため、本事業の要求事項に最も適した受注者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

(4) 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記のとおりである。

対象施設には既存施設、新設対象、将来計画がある。浄水処理方式は、水源となる浅井戸は比較的良好な水質であることから「紫外線処理設備＋エアレーション設備」にて計画している。

建設予定地として既存施設隣接の土地を取得済みであり、着水井兼揚水ポンプ井～水処理棟～流出井の建設完成後に、既設接合井へ切替を行う計画とする。なお、既設浄水施設の運転に支障をきたさないように切替時間は極力短くできるよう、施工方法について留意・検討すること。

水源は、員弁水源と小牧水源があり、いずれも浅井戸であるため、耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウム等の汚染リスクがある。また、小牧1号井の pH 値は低く、遊離炭酸は小牧1号井、神田取水場、長深取水場が高いため、既設浄水施設では、

沈降槽で消石灰を注入することにより、処理水のランゲリア指数を-1.0程度に制御し、腐食性を改善している。こうした水質の特性があるため、本事業では小牧水源地浄水施設等基本設計業務委託（以下、「基本設計」という）に基づいたクリプトスポリジウム等の汚染対策として紫外線処理設備を設置し、ランゲリア指数の改善を目的としてエアレーション設備を設置することとする。

その他、本事業に関する受注者提案に基づく施設整備に関し、不要となる部分については撤去を行うものとする。

① 対象施設（以下「本施設」という。）

表 1-1 対象施設

対象施設等	既存施設	新設対象	将来計画
小牧水源	○	—	—
員弁水源	○	—	—
着水井兼揚水ポンプ井（揚水ポンプ、電気設備）	—	○	—
水処理棟（紫外線処理、エアレーション、次亜投入、電気設備）	—	○	—
流出井	—	○	—
接合井	○	—	—
ポンプ棟（送水ポンプ、電気室）	○	△ (電気工事)	○
自家発電設備	○	—	○
沈降槽（旧接合井）	—	—	○ (将来撤去)
消毒室	—	—	○ (将来撤去)
消石灰注入設備（建屋含む）	—	—	○ (将来撤去)

○：対象施設、△：一部対象施設、—：対象外

② 対象業務（以下「本業務」という。）

- ア) 事前調査業務
- イ) 設計業務
- ウ) 建設工事

表 1-2 対象業務

大別	業務	備考
ア) 事前調査業務	測量調査	● 提示された条件以外に設計・施工に必要な測量調査
	地質調査	● 提示された条件以外に設計・施工に必要な地質調査
	埋設物調査	● 配管交差部や接続箇所などで実施
イ) 設計業務	基本設計	● 事業概要に含まれる範囲一式
	詳細設計	● 基本設計に基づく詳細設計一式
	設計に伴う各種申請書類等の作成	● 必要に応じて実施 ● 建築物について確認申請含む
ウ) 建設工事	工事に伴う各種許認可等の申請	● 必要に応じて実施
	周辺環境対策	● 必要な場合は建設工事に伴う騒音、振動、臭気等の対策に関する事前及び事後調査の実施
	土木建築工事（造成工事、着水井兼揚水ポンプ井築造工事、同基礎工事、同電気設備用電気室築造工事）	● 電気室、基礎杭工事、建築機械・電気工事含む
	土木建築工事（水処理棟築造工事、同基礎工事）	● 紫外線処理室、次亜注入室、送風機室、基礎杭工事、建築機械・電気工事含む
	土木建築工事（流出井建設工事、同基礎工事）	● 基礎杭工事、処理水貯留、次亜注入
	機械設備工事（紫外線処理設備）	● 処理水量 27,240m ³ /日 予備機含む ● 制御盤、接続配管、各操作弁、流入出ストレーナ含む
	機械設備工事（エアレーション設備）	● 処理水量 27,240m ³ /日 予備機含む ● 制御盤、接続配管、各操作弁、送風機含む
	機械設備工事（次亜注入設備）	● 処理水量 27,240m ³ /日 予備機（貯留槽共）含む ● 制御盤、接続配管、各操作弁
	機械設備工事（揚水ポンプ設備）	● 処理水量 27,240m ³ /日 ● 揚水ポンプ予備機含む、吐出電動弁、逆止弁、保守弁、付属配管、圧力計、保温
	電気・計装設備工事（着水井兼揚水ポンプ井、流出井各計装、電気設備）	● 揚水ポンプ盤、高圧受変電盤、水質計器、流量計、電気工事等含む

※電気設備の内、既設親局・子局テレメーター機能増設、中央監視装置機能増設、既設設備撤去工事は本事業範囲外とする。

(5) 施設の立地条件

小牧水源地の立地条件は次表に示すとおりである。

表 1-3 小牧水源地の建設用地の制限等

項目	内容
建設位置	三重県四日市市小牧町地内（既設浄水施設隣接）
浸水対策	計画水深：2.0m 浸水レベル：WL+32.30m（計画地盤高 FGL+30.30m）
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
造成面積	3,848.82m ²
容積率	200%
建ぺい率	60%
日影規制	有 高さ 10m を越える建築物 基準面 4m 4 時間/2.5 時間
騒音規制	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条別表第 12 より その他の地域 昼間：60dB 朝・夕：55dB 夜間：50dB
振動規制	三重県生活環境の保全に関する条例施工規則第 22 条別表第 13 より 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域 （工業専門地域を除く。）
景観条例	有 四日市市景観計画
建築基準法	第 22 条区域外
周辺状況等	周辺は農地
河川区域	河川法
その他	水質汚濁防止法

(6) 事業方式

本事業は、多くの募集者の中から本事業の要求事項に最も適した受注者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(7) 事業期間

工事契約締結の日から令和 9 年 3 月までを事業期間とする（試運転期間を含む）。

(8) 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 1-4 事業スケジュール（予定）

項目	予定時期
契約締結	令和 6 年 3 月
設計及び建設の着手	令和 6 年 4 月
設計及び建設期間（試運転調整を含む）	令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月 12 日
建設完了	令和 9 年 3 月

(9) 遵守すべき関係法令等

受注者は、本事業を実施するに当たり、以下の関係法令等を遵守する。

① 関係法令等

- ア) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- イ) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- ウ) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- エ) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
- オ) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- カ) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ク) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- ケ) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- コ) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- サ) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- シ) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
- ス) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- セ) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- ソ) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)
- タ) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)
- チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- ツ) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- テ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- ト) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- ナ) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- 二) その他関連法令等

② 指針及び各種基準等

本事業に適用する技術基準等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。

- ア) 水道施設設計指針(公益社団法人日本水道協会)
- イ) 水道施設耐震工法指針・解説(公益社団法人日本水道協会)
- ウ) 水道維持管理指針(公益社団法人日本水道協会)
- エ) 建設機械施工安全技術指針(国土交通省)
- オ) 土木工事安全施工技術指針(国土交通省)
- カ) 建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)

- キ) 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）
- ク) その他関連要綱及び各種基準等

③ 仕様書等

本事業に適用する仕様書等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用するものとする。また仕様書等に定めのないものは発注者の確認を要する。

- ア) 三重県公共工事共通仕様書
- イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ウ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- エ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

3. 事業の考え方

(1) 事業コンセプト

本事業は、小牧水源地の施設強化のため機械設備、電気設備、土木建築等の整備を実施するものである。なお、水道事業認可は既に申請・認可済である。

事業の推進にあたっては、厚生労働省が示した新水道ビジョンの主旨を踏まえ、将来にわたり安全、安心な水を安定的に確保しなければならないことを鑑み、特に省エネルギーの推進とランニングコストの低減、長期にわたる施設の維持管理性の向上等、民間受注者が有する技術力、ノウハウや創意工夫による提案を期待すると共に、事業期間の短縮を図るため、土木、建築、機械設備、電気設備工事一式を詳細設計付工事発注方式により実施するものである。

建設予定地として隣接地を買収済であり、着水井兼揚水ポンプ井～水処理棟～流出井建設の完成後に、既設接合井へ切替を行う計画とする。なお、既設浄水施設の運転に支障をきたさないように切替時間は極力短くなるよう施工方法について検討すること。

水源は、小牧水源と員弁水源があり、いずれも浅井戸であるため、耐塩素性病原微生物であるクリプトスピリジウム等の汚染のリスクがある。また、小牧1号井の pH 値が低く、遊離炭酸は小牧1号井、神田取水場、長深取水場が高いため、既設施設では、沈降槽で消石灰を注入することにより、処理水のランゲリア指数を-1.0程度にして、腐食性を改善している。こうした水質の特性があるため、本事業では、基本設計に基づいたクリプトスピリジウム等の汚染対策として紫外線処理設備を設置し、ランゲリア指数の改善ではエアレーション設備を設置することとする。

(2) 受注者に求める役割

受注者には、浄水施設の設計及び工事への深い理解と十分なノウハウや期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。また、本事業は詳細設計付工事発注方式であるが運転管理における安定性及び容易性、維持管理における効率性及び経済性を考慮した提案を行うことを求める。

4. 基本事項

(1) 用語の定義

原 水 : 特に注記のない場合、本事業で整備する着水井兼揚水ポンプ井に流入する水源の総称。

浄水施設 : 特に注記のない場合、本事業において整備する浄水処理施設。

浄 水 : 特に注記のない場合、本事業において整備する浄水処理施設によって処理される浄水。

(2) 前提条件

本事業で整備する小牧水源地では、浅井戸を水源としている。

受注者には、下記(3)に示す要求する機能を常時確保できる浄水処理システムを構築することを求める。

(3) 要求する機能

本事業において整備する施設に対する要求機能は、下表に示すとおりである。

① 計画浄水量

表 1-5 計画浄水量

項 目	概 要
浄水能力	計画取水量 27,240m ³ /日 計画浄水量 27,240m ³ /日
浄水処理方式	紫外線処理設備+エアレーション設備
留意事項	既設施設を稼働しながら、隣接用地に新設する。

② 原水水質及び浄水水質

原水水質は、添付資料1「表1 小牧水源地及び井戸水質(平成29年度~令和3年度)」に準ずるものとする。

浄水処理水質(要求処理水質)は、水質基準適合と同時に腐食性(ランゲリア指数)改善及びクリプトスポリジウム等対策が可能となるシステムとする。

③ 耐震性能

土木構造物及び建築構造物の建設においては、次に示す耐震性能を有するものとする。

表 1-6 構造物に要求する耐震性能

分類	要求する耐震性能	準拠資料
土木 構造物	重要度：ランク A 1 レベル 1 地震動に対して耐震性能 1 レベル 2 地震動に対して耐震性能 2	水道施設耐震工法指針・解説（2022 年版）
建築 構造物	耐震安全性の分類：Ⅱ類	官庁施設の総合耐震計画基準（国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号、平成 19 年 12 月 18 日）

※1) 機械・電気設備の耐震性能については、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（財）日本建築センター」による。

④ 構造物及び設備の耐用年数

構造物及び設備については、地方公営企業法施行規則別表第二号に示す法定耐用年数以上が維持できる仕様とする。

土木構造物及び建築構造物は鉄筋コンクリート造とする。ただし、鉄筋コンクリート造と同等以上の耐用年数を有することが客観的な資料による証明ができ、かつ発注者が承諾する材質による提案は認めるものとする。

表 1-7 耐用年数

対象施設	法定耐用年数
土木構造物	60 年
建築構造物	50 年
機械・電気設備	設備ごとに地方公営企業法施行規則別表第二号に準じる
配管（雨水・排水、小配管は除く）	40 年

⑤ 浸水対策

新設対象の施設については計画水深 2.0m に対し、施設稼働の継続に十分な浸水対策を行うこと。

(4) 既存施設諸元

既存施設配管図、現況水位高低図（施設フローシート）、既設単線結線図、計装フローシートを、添付資料 2, 3, 4, 5 に示す。

第2章 細則

1. 細則の構成等

(1) 細則の構成

細則では対象業務ごとに求める内容や規定する仕様その他留意事項を示す。

(2) 対象施設及び業務範囲

対象施設及び業務範囲は、以下のとおりとする。なお、浄水処理については、原則、「紫外線処理設備+エアレーション設備」を計画している。

本事業に関する受注者提案に基づく施設整備に関し、不要となる部分については撤去を行うものとする。

(3) 対象業務の概要

対象業務は、図2-1のとおりとする。

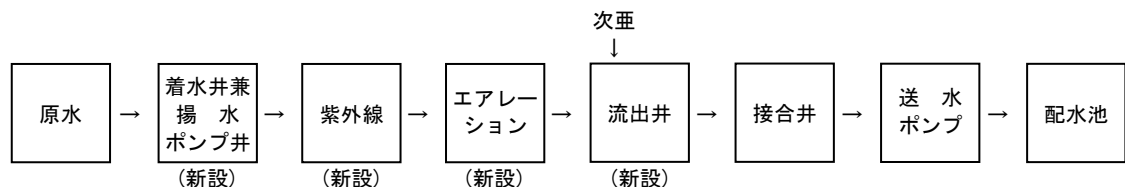


図2-1 本業務の概要

2. 本事業に関する要求水準

2-1 調査業務

(1) 本業務の内容

本業務は、本事業の設計及び建設工事を行う上で必要となる業務である。

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

受注者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

- ① 受注者は、以下の周辺環境調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じること。
 - ア) 騒音及び振動
 - イ) 臭気
 - ウ) 車両交通
 - エ) 周辺通行者状況
 - オ) 土壌汚染（資料の収集整理）
 - カ) 地下水（周辺井戸への影響）
 - キ) 上記アからキのほか、工事に関連して必要と判断される調査等

- ② 本業務の設計及び工事に当たって必要となる次の調査を行うこと。
 - ア) 測量
 - イ) 地質調査
 - ウ) 試掘調査

- ③ 本事業に関して近隣住民への説明会が開催される場合、資料作成及び説明会への参加等の発注者の補助を行うこと。工事の実施に関する近隣住民対応については受注者が行うものとする。ただし、発注者が行うべきと考えられるものは除く。

- ④ 土壌汚染調査は行っていないが、過去の土地利用状況を勘案すると問題はないものと考えている。影響がある場合については発注者の責任で対応するものとする。

- ⑤ 景観に配慮した場内整備として植栽などについても提案すること。ただし、維持管理についても考慮するものとする。

- ⑥ 建設用地については、日影規制の対象となっていること。さらに周辺が農地であることから十分に配慮した施設計画とすること。

2-2 設計業務

(1) 共通事項

- ア) 計画1日最大浄水量 27,240m³/日进行处理できる施設とすること。
- イ) 本事業で施工する水道施設については、「水道施設の技術的基準を定める省令」（厚生省令第15号 平成12年2月 以下、省令という）等で定める基準を満足すること。
- ウ) 本事業を実施することにより、浄水施設機能に影響が生じたり、安定給水が損なわれたりすることがないように、既設に対する十分な調査を実施し、安全な設計・施工を行うこと。
- エ) 本施設は無人施設であり、取水量、送水量が変動するため既設中央監視設備との信号授受を前提とした上で遠隔で操作可能なものとし、極力自動運転を行い、取水量、送水量の変動に対応可能なシステムとすること。
- オ) 建設予定地である、既設浄水施設隣接の土地の地盤について、既設浄水施設の地質調査結果「三滝公園・小牧水源地地質調査 平成元年5月」及び既設接合井の竣工図より、支持層地盤は概ね14m程度（EL+26.23m）である。

既存施設との水位高低、浸水対策、耐震性などを考慮し、適切な基礎を施工すること。なお、基礎形式・工法等は、詳細設計時に選定すること。

購入予定地面積：3,848.82m²
- カ) 日常の維持管理（運転管理、保守、点検等）が行いやすい配置、施設、動線とするこ

と。

- キ) 日常の維持管理に必要な照明設備・コンセント設備を設置すること。
- ク) 各施設に対して、洗浄や清掃等を行うための設備（給水栓、散水栓等）を設置すること。なお、水槽に関しては維持管理を考慮し、可能な限り槽内の水を排水できるようにすること。
- ケ) 将来、寿命に達した設備機器を更新する場合を考慮し、施設の運用に支障無く容易に更新が行える配置、施設とすること。
- コ) 水槽内外面（底面、壁面、天井面）、管廊の上部等は、必要に応じてひび割れ追従性に優れ、耐久性の高い防水防食処理を行うこと。内面の防水防食処理は、省令に適合したものとすること。なお、施工の際、臭気による周辺への影響が生じないように留意すること。
- サ) 手摺、階段、人孔蓋等の金物類は、ステンレス製、又はステンレス製と同等以上の強度、耐久性を持ち、設置環境に配慮した材質とすること。なお、仕様・形式の選定にあたっては、維持管理性にも十分に配慮すること。
- シ) 建築物等の仕上げ種別について、耐久性、コスト、メンテナンス性を考慮し選定すること。
- ス) 建築物等においては、換気、空調、給排水、照明、コンセント等の設備を設置すること。
- セ) すべての設備、部屋には使用目的がわかるように銘板等を設置すること。
- ソ) 既設遠方監視制御設備とは原則としてFl-net を使用して信号授受を行うこと。

(2) 着水井兼揚水ポンプ井

- ア) 各水源からの原水を一括して受け、揚水ポンプにて紫外線処理設備＋エアレーション設備へ送水することを目的として設置するものである。
- イ) 建設予定地は、既設浄水施設隣接の土地とする。
- ウ) 槽内の清掃が行えるよう2池構造とし、点検口を設けること。
- エ) 既設沈降槽及び接合井は送水ポンプ井の機能を有していることから、同様の容量を確保すること。既設沈降槽容量 700m³、既設接合井容量 700m³ よって 700m³ 以上の容量とすること。
- オ) 基礎地盤は杭基礎工法とする。
- カ) 各水源の取水ポンプは既設流用とするため水位高は、既設接合井同様 HWL+34.170m、LWL+30.470mとする。
- キ) 水槽内は防水塗装を行うこと。
- ク) 揚水ポンプ動力盤を設置できる電気室を併設すること。
- ケ) 現場にて現在の水位が分かるようにし、既設遠方監視制御設備に出力すること。
- コ) 東員系流入弁は電動弁とし、自動運転中は既設遠方監視制御設備からの指令により開閉すること。

(3) 揚水ポンプ設備

- ア) 紫外線処理設備+エアレーション設備へ一定の圧力と水量で送水することを目的として設置するものである。
- イ) 新設する着水井兼揚水ポンプ井に設置するものとする。台数は、建屋スペース、維持管理性を考慮すること。機器故障時の対応として予備を設けること。また着水井兼揚水ポンプ井は2槽構造となるため、台数は偶数台とすること。種別は問わないが、長期的な維持管理性を考慮し、電力費、消耗部品費、点検費が安価となるような機器選定を行うこと。
- ウ) 揚水ポンプの揚水流量(浄水流量)を計測する流量計を設置し、流量積算を行うこととし、瞬時流量、積算流量を既設遠方監視制御設備に出力すること。
- エ) 吐出電動弁、逆止弁、保守弁を設置すること。
- オ) 着水井兼揚水ポンプ井に設置される電気室内に揚水ポンプ動力盤を設置すること。

(4) 紫外線処理設備

- ア) 耐塩素性病原微生物(クリプトスポリジウム等)の不活化を目的として設置する。
- イ) 低圧ランプ・中圧ランプ・LEDランプの種別は問わないが、長期的な維持管理性を考慮し、電力費、紫外線ランプ寿命、消耗部品費、点検費が安価となるような基数及び装置選定を行うこと。
- ウ) JWRC(水道技術研究センター)の認定品を選定すること。
- エ) 基数については問わないが、1基停止時でも予備基を含めた残りの基数で100%の処理が可能とすること。ただし、号機切替時は全停止することなく切り替えられるようにすること。
- オ) 新設する水処理棟内に必要な紫外線処理設備制御盤を設置すること。
- カ) ランプ破損、高濁度流入、その他故障を検知し、施設停止ができること。
- キ) 機器の動作状況、故障・警報、紫外線照射量・照射強度、流入濁度を既設遠方監視制御設備に出力すること。

(5) エアレーション設備

- ア) 水の腐食性の指標であるランゲリア指数改善を目的とした浸食性遊離炭酸の除去が行える装置を設置する。なお、現在の水源割合を前提として、浄水のランゲリア指数を-1.0程度以上とし、極力0に近づけることを目標とする。
- イ) エアレーション装置の基数や充填材積高、気液比については受注者側で検討すること。
- ウ) エアレーション装置の主要部材の材質はステンレス製とする。長期的な維持管理性を考慮し、耐久性、消耗部品費、点検費が安価となるような装置選定を行うこと。
- エ) 基数については問わないが、1基停止時でも予備基を含めた残りの基数で100%の処

理が可能とすること。ただし、号機切替時は全停止することなく切り替えられるようにすること。

- オ) エアレーション装置の設置場所は新設する水処理棟内又は棟外とする。
- カ) エアレーション装置と一対になるように送風機の台数も合わせる。送風機については長期的な維持管理性を考慮し、電力費、消耗部品費、点検費が安価となるような装置選定を行うこと。
- キ) 新設する水処理棟内にエアレーション設備制御盤を設置すること。
- ク) 機器の動作状況、故障・警報を既設遠方監視制御設備に出力すること。

(6) 次亜注入設備

- ア) 次亜注入制御については、流量比率設定による自動化を図るとともに、安全かつ安定して薬品注入できる設備とすること。
- イ) 無注入検知ができる設備とすること。
- ウ) 次亜注入ポンプは予備機を設けること。
- エ) 次亜注入点は、既設接合井と新設流出井に設けることとし、各々に注入配管ルートを布設すること。また、埋設部は予備を設け、1本のルートが詰まり等で注入不可となれば予備に切り替えられるようにすること。
- オ) 次亜貯蔵槽は、タンクローリー受けできる構造とし、貯蔵槽容量は平均注入量の20日分以上で予備槽を設けること。
なお最大、平均、最小注入率は以下の通りとする。
最大水量 27,240m³/日
最大注入率：1.2 mg/L 平均注入率：0.6 mg/L 最小注入率：0.3 mg/L
- カ) 次亜塩素酸ナトリウムの温度を一定に維持できるように劣化対策を施すこと。
- キ) 新設する水処理棟内に必要な次亜注入設備制御盤を設置すること。
- ク) 制御入力取水・浄水（揚水ポンプ流量）・送水流量のいずれかを選択できるようにすること。（取水・送水流量については既設遠方監視制御設備から出力する）
- ケ) 既設発電機の負荷とすること。

(7) 流出井

- ア) 次亜塩素の混合と既設接合井への流入及び送水ポンプ井の役割を有した流出井を新設する。
- イ) 建設予定地は、既設浄水施設隣接の土地とする。
- ウ) 既設沈降槽及び接合井は送水ポンプ井の機能を有していることから、同様の容量を確保すること。既設沈降槽容量 700m³、既設接合井容量 700m³ によって 700m³ 以上の容量とすること。
- エ) 基礎地盤は杭基礎工法とする。
- オ) 流出井と既設接合井は直列配置となっているが、維持管理上どちらか一方の運用を

停止する場合があるため、水位高は、既設接合井同様 HWL+34.170m、LWL+30.470m とする。

- カ) 流入部に次亜が注入できるように開口部を設けること。
 - キ) 水槽内は防水塗装を行うこと。
 - ク) 現場にて現在の水位が分かるようにし、既設遠方監視制御設備に出力すること。
- (8) 水処理棟
- ア) 水処理棟は紫外線処理設備及びエアレーション設備及び次亜注入設備を主とし、増設受変電設備を設けること。
 - イ) 浸水対策を行うこと。
 - ウ) 適正な基礎工法を選定すること。
 - エ) 次亜塩素酸ナトリウムの揮発の抑制、設置予定の設備及び機器等の性能が十分に発揮・維持されるよう、良好な室内環境の確保に配慮すること。

(9) 電気・計装設備

ア) 変電・配電設備

既設受変電設備より電源を取り出し、今回設備へ配電する。

イ) 計装設備

計装盤から FL-net にて信号が取り出せるポートを設けること。

計装機器入力・電源は被雷対策を施すこと。

計装設備等の操作性は、可能な限り他水源の同種設備と整合を図ること。

ウ) 運転操作設備

原則として設備単位の動力制御盤方式とし、動力制御盤と機械設備が離れている場合は、機械側に現場操作盤を設けること。

また、原則、運転制御回路は補助継電器、タイマー等のハードで構成することとするが、ユニット化しているシステムや自動制御等、複雑なシーケンス制御を構築する場合は PLC(プログラマブルロジックコントローラ)で組むことも可とする。

操作性や表示方法、配色等については極力既設設備との整合を図ること。

- エ) 既存発電機容量には制限があることを考慮したうえで、停電時でも送水の継続が可能となるシステムを構築すること。なお、将来発電機設置時には発電機負荷とする。

(10) 電気工事

- ア) 電路設備にあたっては、ケーブル種別、電圧降下等を考慮し適切に選定すること。
- イ) 本事業は、既設設備を稼働させながらの工事となることから、既設の施設稼働状況を十分に理解し、仮設設備の必要性、施工期間中の制約事項及び必要工期についても明確にすること。
- ウ) 地中埋設配管については、埋設杭、埋設標識シートを布設する等、地上及び地中配管

付近で埋設箇所がわかること。

(11) 場内配管

- ア) 四日市市上下水道局水道管工事標準設計マニュアルを参照すること。
- イ) 四日市市上下水道局ホームページ→入札情報→書式のダウンロード→水道工事情報を参照すること。
- ウ) 配管の管材は、日本工業規格 (JIS)、日本水道協会規格 (JWWA) に適合し、水理計画、管圧計算等により選定した適切な口径、管種の耐震管を使用すること。
- エ) 耐震管布設工事を施工するにあたっては技能者として、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録された者を適正配置し、その旨を発注者に届け出ること。
- オ) 水道配水用ポリエチレン管の配管技能者要件は下記のとおりとし、水道配水用ポリエチレン管及び関連部材の接合は資格要件を満たす配管技能者が必ず施工すること。
 - 1) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会修了者
 - 2) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POLITEC) の配管施工講習会の受講修了者
 - 3) 旧団体 (「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」) の施工講習会の受講修了者
 - 4) 1) 2) 3) の施工する場合は、給水装置工事主任技術者等選任 (変更) 通知書を提出すること。
- カ) 場内配管、導水管及び送水管の管種は、GX 形又は NS 形ダクタイル鋳鉄管を用い、ポリエチレンスリーブ被覆を行うこと。
- キ) 異種管接続部には、絶縁対策を施すこと。
- ク) 躯体との境界部には伸縮可とう管を用いること (ゴム型は不可とする)
- ケ) 躯体貫通部においては止水を確保すること。
- コ) 曲管・異形管部、バルブ設置部等においては、不平均力に対する適切な対策 (管防護、一体化長さの確保等) を講じること。
- サ) 露出管については SUS 管とし、名称・水流方向を明示すること。
- シ) 埋設管については、埋設標識シート及び地上埋設表示を適宜設置すること。
- ス) 次亜注入配管等の設備配管や電線管等について、安全かつスムーズに施設間の連絡を行うため、これらを収納するピット、ラック、ハンドホール等を適切に配置すること。また、必要に応じて水抜き対策など維持管理性に十分に配慮すること。
- セ) 場内における流水の遮断、制御、水圧調整等を安全かつ有効に行うため、適切な型式及び使用のバルブ (原則、右回り) を必要な箇所に配置すること。
- ソ) 埋設バルブには弁室又は弁筐を設けること。また、開閉札を設置すること。
- タ) 流量計を設ける場合には、通水を停止することなく取外し及びメンテナンスが行え

る設備とすること。

- チ) 埋設管に流量計を設置する場合は、バイパスを設置すること。
- ツ) 弁室や流量計室には、必要に応じて換気設備や排水設備を設けること。
- テ) 工事後の洗管等を考慮して、ドレン管や空気弁を適切に配置すること。
- ト) 紫外線処理設備、エアレーション設備、流出井はそれぞれバイパスできること。

(12) 場内整備、付帯施設

- ア) 夜間における場内の通行、施設監視及び各施設への寄り付きを安全に行うため、必要な屋外照明設備を設置すること。
- イ) 屋外照明設備の規格、数量、配置等については、受注者の提案による。
- ウ) 消防署と協議の上、必要に応じて消防用設備を適切に配置すること。
- エ) 浄水施設の切替に必要な配管・設備等を整備すること。
- オ) 増設部分の門扉及びフェンスは新設するものとし、外部より容易に侵入できない構造とすること。なお、仕様・材質等は受注者提案とする。
- カ) 各施設には設備機器の搬入及び搬出が可能となる設備や開口等を設けること。
- キ) 付近の農業用水路等に支障をきたさないように、適切な離隔を確保すること。
- ク) 増設部分の防犯設備は新設するものとする。ただし、警報制御盤の機能増設は既存メーカーにて実施する。

(13) 照査業務

本事業の設計業務について設計照査を行い、設計内容について発注者の承諾を得ること。

(14) 環境対策

- ア) 省資源に配慮すること。
- イ) 省エネルギーに配慮すること。
- ウ) 温室効果ガスの排出抑制に配慮すること。
- エ) 周辺的生活環境（騒音、振動、臭気及び交通等）に配慮すること。
- オ) 周辺の景観に配慮すること。

(15) 完成検査

受注者は、設計図書作成の完了時に発注者の検査を受けること。

(16) 設計図書の提出

受注者は、設計業務に関し以下の図書を提出すること。仕様、部数及び様式等は、発注者の指示に従うこと。

- ア) 設計図（特記仕様書を含む。）
- イ) 設計計算書（各種検討書、容量計算書、水理・構造計算書、数量計算書等）

- ウ) 工事施工計画書
- エ) 工事費内訳書（経費は水道事業実務必携（最新版）より算出し、単価は可能な限り公共単価を用いること。また、項目毎に各年度における費用内訳を示すこと。）
- オ) 各種申請に必要な設計図書

2-3 工事業務

(1) 本業務の内容

本業務は次の施設及び設備の工事に関する業務である。

- ① 整備対象施設（新設）
 - ア) 着水井兼揚水ポンプ井
 - イ) 揚水ポンプ設備
 - ウ) 紫外線処理設備
 - エ) エアレーション設備
 - オ) 次亜注入設備
 - カ) 流出井
 - キ) 水処理棟
 - ク) 電気・計装設備
 - ケ) 場内配管
 - コ) 場内整備、付帯施設

(2) 本業務の実施に当たっての留意事項

受注者は各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事着手前に設計図書に基づく施工計画書を作成し、発注者の確認を得た後で建設工事に着手する。

受注者は本業務の実施に当たり、次の事項に留意すること。

- ① 工事全般
 - ア) 受注者は工事監理状況を発注者に毎月報告するほか、発注者からの要請があれば施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また発注者は、適宜工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
 - イ) 受注者は着工に先立ち近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。
 - ウ) 受注者は工事関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。
 - エ) 既存設備の工事にあたっては、既存施設の運転に支障をきたさない工程及び工法とすること。
 - オ) 使用機材の規格は JWWA、JIS に合致したものとし、新品に限るものとする。JWWA、JIS の規格が無い場合は同等品とする。
 - カ) 工事の施工に必要な用地は受注者が確保すること。発注者の用地については発注者と協議の上、発注者の運転管理に支障がない範囲での使用は認めるものとする。

る。

キ) 工事に伴い発生する全ての撤去品は受注者の責任において法令に従って適切に処分すること。

② 工事工程

小牧水源地は令和 9 年度を供用開始年度とし、令和 9 年 3 月までに供用開始可能なものとする。

③ 工事範囲

小牧水源地内（雨水排水は、場外排水柵接続までを整備すること。）

④ 試運転

受注者は、既存施設は通常どおり稼働中であるため、小牧水源地の運転管理に支障がないように試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認すること。なお、試運転の実施前に試運転実施計画書を作成し、発注者に提出及び確認を受けること。

⑤ 出来高検査及び完成検査

ア) 受注者は建設工事過程の出来高について発注者に報告し、出来高検査及び完成検査を受けること。

イ) 国庫補助対象施設について、発注者が行う業務（実績報告、会計検査等）に協力すること。

ウ) 各年度における出来高予定額は下記のとおりである。

年度	出来高予定額（税込み）
令和 5 年度	0 千円
令和 6 年度	127, 611 千円
令和 7 年度	2, 326, 104 千円
令和 8 年度	989, 285 千円

⑥ 完成図書及び各種申請図書の提出

受注者は、工事業務に関し以下の図書等を提出すること。仕様、部数及び様式等は、発注者の指示に従うこと。

ア) 一般図（全体平面図）

イ) 機器図（支給品の機器を含む、システム設計書、信号項目表含む）

ウ) 工事施工図（配線結線表含む）

エ) 検査試験成績書

オ) 取扱説明書（運転管理マニュアル、保全に関する資料を含む）

カ) 設計計算書

キ) 工事精算書

ク) 工事写真

ケ) 建築確認申請図書

コ) その他各種申請図書、官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は、発注者名、工事名、工事場所、工事年度、受注者名（商号又は名称のみとする）

⑦ 工事期間中の対応

ア) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に規定される工事監理を行うこと。

イ) 施工前に承諾図を作成し、発注者の承諾後施工を行うこと。

ウ) 建設工事に必要となる電力、ガス、水道等は受注者自ら調達管理を行うこと。ただし、供用開始前の試運転に必要な上水、通信は必要に応じて協議により発注者より供給する。

エ) 試運転期間中における排水計画は、発注者と協議の上、決定すること。

オ) 建設工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は受注者において対応すること。

カ) 特定建設作業に関する規制基準を遵守すること。

⑧ 環境対策

ア) 省資源に配慮すること。

イ) 省エネルギーに配慮すること。

ウ) 温室効果ガスの排出抑制に配慮すること。

エ) 周辺の生活環境（騒音、臭気及び交通等）に配慮すること。

オ) 周辺の景観に配慮すること。

2-4 一般事項について

(1) 受注者の基本的な責務

① 本事業は、要求水準書に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な施工図提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。

② 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出すること。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたること。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が

重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出すること。

- ③ 受注者は、機器等の設計・製作において、その設計内容を十分理解した上で機器製作計画書を作成し、発注者に提出すること。機器製作計画書は工場製作期間の施工計画書であるため、現場作業期間の施工計画書とは別に作成すること。ただし、製作期間が短い等の場合は、監督員との協議により、現場作業期間の施工計画書に含むことができるものとする。
- ④ 受注者は、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請すること。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出すること。提出期限は以下のとおりとする。
 - ア) 受注時は、契約後 10 日以内とする。
 - イ) 完成時は、工事完成後 10 日以内とする。
 - ウ) 登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
- ⑤ 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
- ⑥ 隣接工事又は関連工事がある場合は、その工事の受注者等と相互に協力し、施工すること。
- ⑦ 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
- ⑧ 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
- ⑨ 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
- ⑩ 施工上必要な施設物防護、臨時取り壊し物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
- ⑪ 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- ⑫ 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施すること。
- ⑬ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 か月以内に提出すること。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。

- ⑭ 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要に応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に14日以上加えた期間とする。
- ⑮ 受注者は、工事施工によって生じた現場発生物品について現場発生物品調書を作成すること。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡すこと。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出すること。
- ⑯ 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
- ⑰ 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。
- ⑱ 本事業で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
- ⑲ 発注者から貸与された図書、CADデータ及び提供された資料は、工事目的外に利用してはならない。
- ⑳ 受注者は、稼働の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
- ㉑ 引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により契約不適合が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応すること。
- ㉒ その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

（２）既設施設の理解

完成図書や現場調査等により既設施設の設計思想や既存機器の状態等、現場、現物、現実を十分理解した上で設計・施工を行うこと。また、既設の配管及び配線経路も把握すること。

（３）維持管理の配慮

完成後は、発注者が維持管理を行うため、耐久性に優れ、保守点検が容易なように施工すること。

（４）官公署、電気、ガス、水道、電話、通信事業者への届け出手続き等

- ① 工事の各段階に必要な官公署、電気、ガス、電話事業者への届出の種別・手続・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。
- ② 発注者が申請者となるものについても、その種別、手続、時期、実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。なお、届出書類や資料の作成、手数料や工事等の費用負担は、受注者が行い、提出まで行うこと。事前協議や検査、

打ち合わせ等を求められた場合は、出席すること。

(5) 安全管理

- ① 労働安全衛生法及びその他の関係法令に準拠し安全第一に努め、工事関係者及び第三者等への危険防止、安全対策を講ずるとともに交通の妨げとなる行為及び公衆に迷惑となる行為を行わないこと。
- ② 本事業の施工場所周辺の公道及び私道は狭隘なため、工事施工に伴い大型車両等を使用する場合は、事前に十分な下見を行い、適切な搬入計画を作成し、最低限の台数に抑え、車両、人の通行の支障をきたすことなく安全確保を図ること。また、車両規制がある場合は遵守すること。
- ③ 作業範囲は、柵で区画するなどの措置を行い、転落、災害、事故の発生がないこと。

(6) 環境配慮事項

- ① 本事業においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めること。
- ② 騒音、振動等を伴う作業は、周辺住民及び企業の理解を得たうえで行うこと。なお、周辺環境対策は受注者の責任において実施するものとする。
- ③ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業、線路近接工事など、作業に必要な届け出の実施にあたっては、関係者と協議を実施し必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮すること。発注者が提出すべき届出についても、受注者は作成補助その他必要な協力を行うものとする。
- ④ 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
- ⑤ 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドルストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
- ⑥ 本事業において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。産業廃棄物の処理においては、優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者での処理及び電子マニフェストの使用に努めること。
- ⑦ 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルすること。ただし、水源施設であることを考慮し、使用する資材についてはリサイクル品を使用しないこと。
- ⑧ コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
- ⑨ 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。
- ⑩ 地方税法及び四日市市税条例の規定により、工事現場などで使用される小型特殊自動車は公道走行の有無とは無関係に軽自動車税（種別割）の申告が必要である。したがって、工事で使用する小型特殊自動車はナンバープレートを取り付けた車両を

使用すること。なお、小型特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1に規定されている車両とする。

(7) 施工計画書

- ① 施工計画書は工事内容に応じて、総合施工計画書、工種別施工計画書、施工要領書に分類し提出することができ、事前に監督員と打合せを行い決定すること。
- ② 施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく発注者への対応などについて、本事業の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとし、十分検討したうえで作成し、提出すること。
- ③ 施工計画書について、設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるとあきらかに認められる場合には、監督員に報告すること。
- ④ 施工要領書は、受注者が機器・材料製造者、専門工事業者などと打合せのうえ、施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので、必要に応じて提出すること。

(8) 計画工程表

- ① 工事着手前に計画工程表を作成し提出すること。
- ② 監督員より計画工程表に問題があると指摘された場合は、打合せのうえ修正すること。
- ③ 計画工程表は、工事着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本事業の工程のほか、次の内容を記載する。提出は施工計画書に綴じること。
 - ア) 主要な施工図、施工計画書（搬入・試験を含む）、施工要領書などの作成・提出・承認の日程計画工程表に変更の必要が生じた場合は、監督員に報告すること。
 - イ) 官公署、電気、ガス、電話受注者への届出など手続の日程
 - ウ) 建築主事・所轄消防署その他の関係機関による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
 - エ) 完成時の諸検査の日程
 - オ) 部分使用・部分引渡の日程及び関係する諸検査の日程
 - カ) 出来高予定
 - キ) 関連工事の主要な工程
 - ク) その他、工事の進行に関係する重要事項（受電、停電切替など）
 - ケ) 監督員より指示された事項

(9) 許認可・届出

受注者は、本事業を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。ただし、発注者が取得、維持する許

認可及び発注者が提出すべき届出についても、受注者は作成補助その他必要な協力を行うものとする。

(10) 国庫補助金

本事業は、国庫補助金を活用することを想定している。受注者は発注者が行う国庫補助金の要望・申請・実績報告等に係る諸手続に関して、データ提供等必要な協力を行うこと。

(11) 設計

- ① 受注者は、受注者の責任で設計者を配置し、設計を行うこと。
- ② 設計とは、要求水準書に基づく確認・検討・打合せ・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・他設備等）との取合い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的には据え付けるまでに係る技術的な検討を行うことをいう。
- ③ 受注者は、設計により、施工図（フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管図等）を作成し、発注者の承諾を得ること。
- ④ 設計には、耐震設計のための主要機器用の基礎又は鋼製機器架台、トラス構造等の鋼製架台類の強度計算を含むものとする。
- ⑤ 施工図の作成に先立ち、提出予定の施工図の一覧表を作成すること。また、実際の現場の仕上がりと同じとなるように、正確な位置、経路、サイズ、形状、寸法を反映し、施工図を作成すること。
- ⑥ 受注者が据付けたシステムにおいて、施工図で推定困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において変更又は改修するものとする。
- ⑦ 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は、設計に基づく施工図の承諾により決定するものとする。
- ⑧ 受注者は設計完了後に工事費内訳書を作成し、その内容について双方で合意を行うこと。工事費内訳書の書式詳細については発注者と協議の上決定すること。

(12) 提出書類

- ① 提出する書類の種別・内容・書式などは、当局様式、施設課様式等を用い、詳細は監督員との打合せを決定事項とすること。
- ② 提出書類は、いつ誰がみても同じ解釈ができ、発注者が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。
- ③ 指摘があった場合はすみやかに訂正し提出すること。また、パイプ式ファイルに綴じること。綴じの際は、背表紙、仕切りを用いて分類し整理すること。
- ④ 製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋

設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

- ⑤ 原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさを A4 用紙に印刷し、提出すること。
- ⑥ 発注者と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。
- ⑦ 提出書類の提出部数は、以下の通りとすること。
 - ア) 工事打合せ簿 2 部
 - イ) 施工図 2 部
 - ウ) 使用材料確認表 2 部
 - エ) 段階確認書 2 部 (写真を添付すること)

(13) 機器等の調達

- ① 工事に必要な一切の目的物及び仮設物については、受注者の責任において製作又は調達すること。
- ② 設置する機器、部品、材料は契約図書等に定める品質及び性能を有する新品とする。
- ③ 受注者の機器等調達先は、受注者自社・受注者以外の他社のいずれでもよいものとする。ただし、海外製品を使用する場合(機器の構成部品を含む)については、原則として国内のサービス体制で、改修、修理が可能であり、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。
- ④ 受注者の調達する機器に対し納入仕様書を提出し、承諾を受けること。発注者が指示した場合は、機器の仕様書等への適合を確認できる資料を添付資料として、速やかに提出すること。機器製作者(会社)の定義は以下のとおりとする。

工程	機器設計	機器製作	機器検査
実施部門	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)
実施場所	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社)

注1：機器製作者とは、機器の設計を担う設計部門と当該設計に基づき製作された機器の品質保証を担う品質管理部門を一体とした製品保証(性能・製造物責任・アフターサービス等)ができる機器銘板に記載されている会社であり、加工・組立等の機器製作のみを行う製作会社ではない。

注2：協力工場とは、機器製作者が品質管理に係る条項を含む取引基本契約書等を締結している会社で、恒常的に製作を行わせている工場をいう。

注3：OEMは、技術提供社(当該機器の設計・製造の技術を有する者)が機器を提供、技術を利用する者(技術利用社)が自社製品として販売・製造等することを許諾するもの。

(14) 社内検査及び工場検査等

① 社内検査

受注者は、調達する機器について、機器製作者自社（OEMの場合、提携先会社）による社内検査を受注者の責任のもとに実施すること。ただし、汎用品については、発注者との協議により省略できるものとする。

② 工場検査

工場検査は、工場製作完了時点で実施する。なお、工場検査の際は社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとし、検査内容は次のとおりとする。また、検査試験成績表、工事打合せ簿及び検査記録写真等を添付して速やかに提出するものとする。ただし、汎用品については、発注者との協議により省略できるものとする。

ア) 工場検査試験成績表に基づく仕様・性能等の確認

イ) 写真等に基づく数量等の確認

ウ) 図面、社内検査試験成績表等の補完資料に基づく上記仕様・性能・数量等の確認

エ) 受注者は、工場検査終了後工場検査報告書に工場検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査試験成績表、工事打合せ簿及び検査記録写真等を添付して速やかに提出するものとする。

③ 工場立会検査

ア) 発注者が特に必要と認める機器類については、製作が完了したとき製作工場にて監督員立ち会いによる工場立会検査を実施すること。

イ) 工場立会検査項目は、原則として工場検査における工場検査試験成績表に対応する検査を実施するものとする。

ウ) 工場立会検査を実施した機器については、工場立会検査試験成績表をもって、工場検査に替える。

エ) 受注者は、工場立会検査受験に先立って工場立会検査申請書を提出し、試験設備概要、試験又は検査実施要領及び社内試験成績表等を付して承諾を受けること。

オ) 工場立会検査申請書提出時点で社内検査が終了していないが、受験当日までに社内検査が終了する機器については、社内検査終了後、社内試験成績表を速やかに提出するものとする。社内検査の終了していないものは、原則として工場立会検査は実施できない。

カ) 工場立会検査の際は、社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとする。

キ) 受注者は、工場立会検査終了後、工場立会検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査試験成績表、工事打合せ簿、検査記録、写真及び手直し指示事項等を添付して速やかに提出するものとする。

④ 機器の保管

工場検査終了後、現場への搬入保管が困難なものは、受注者の責任のもと保管すること。

(15) 施工方法

- ① 本事業を完成させるために、本事業に付帯して当然必要な工事・作業・機器・材料・調査・法で定められる事項（石綿の除去等）について、要求水準書に記載がない場合でも本事業に含む。
- ② 機器設置場所確保、配管配線経路確保に必要な既設物の撤去、再取り付け、加工、移設等は本事業に含む。
- ③ 工事用の電力・燃料・上水・薬品・通信等は、受注者の負担とする。
- ④ 他工事が同時期に並行して施工される場合は、当該工事の受注者間における工程管理、作業範囲の取り合い、安全管理、周辺環境対策等の調整を目的とした安全協議会等を設置することにより、連絡、調整、協力体制を確立し、互いの工事の全容を把握し、工事を完成させること。現在、判明している他工事は無いため、契約後に判明の都度、発注者が受注者に連絡する。
- ⑤ 工事により発生した産業廃棄物は適法に処分すること。また、工事により発生した有価物は、有価物として処分すること。
- ⑥ その他留意事項
 - ア) 本事業は、稼動中施設の工事であり、施設運転停止等の施設運転に及ぼす影響は最小限に留めること。
 - イ) 切替にあたっては、計画書を作成し、発注者の了解をもって決定とする。その際は、維持管理に支障をきたさぬように配慮すること。切替後は、復旧を適切に行い、問題無く施設の運転ができていないか必ず確認すること。
 - ウ) 施工にあたっては、建物、既設設備や据付機器等に損傷のないよう養生等を充分に行い実施すること。万が一損傷等あった場合は受注者の負担で復旧をすること。
 - エ) 有資格作業は、有資格者が証明できるものを携帯し作業を行うこと。
 - オ) 施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。
 - カ) はつり、コア抜き又はアンカー打設を行う際は、隠蔽物（鉄筋、電線管等）を十分調査し破損しないように注意すること。万が一破損等あった場合は、受注者の負担で復旧をすること。
 - キ) 酸素欠乏等の危険箇所と判断される場合については、作業前、当該作業場所における酸素濃度測定、硫化水素濃度測定を行うこと。また、作業中も人体に有害な影響を及ぼす恐れのある濃度に変化していないか定期的に同様の測定をし、換気設備を設けるなどの対策を行い、万全を期すること。
 - ク) 施工場所や開口等の危険箇所は、必ず区画や危険表示、養生等を行い、工事エリアを明解にし、第三者や運転員等の安全を確保すること。

(16) 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、又は完成後直

ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊又は重要なものについて、四日市市検査規程第 8 条第 6 項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

(17) 試運転

- ① 本事業は、現場にて組み合わせ試験、単体調整試験等を行うものとする。また、既設系統との関連性を考慮し施設全体としての機能確認を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、発注者が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。
- ② 試運転(組み合わせ試験、単体調整試験等)に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力・燃料・上水・薬品・通信等は、事前連絡のうえ、発注者が承諾した場合、発注者の設備からの供給としてもよい。

(18) 完成図書の提出

- ① 完成図書については、完成した工事に関する情報が、維持管理及び保守点検が容易であることや、将来の改修などのための情報として使用することを目的としているため、いつ誰がみても同じ解釈ができ、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。なお、監督員の指示するものは、指定のソフトにより作成し、電子的媒体によるデータファイルを添えて提出すること。
- ② 完成図書と工事書類が収納できるコンテナボックス(蓋付き、側面透明)収納し提出すること。
- ③ 完成図書の内容は、2-2 設計業務(16) 設計図書の提出、2-3 工事業務(2) 本業務の実施に当たっての留意事項⑥完成図書及び各種申請図書の提出のとおりとする。
- ④ 発注者の使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。

また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。

⑤ 第三者への開示

発注者は、受注者の許諾がない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

ア) 再構築、更新及び改修並びに補修において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で、かつ、継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を当該の再構築、補修等の受注者が使用する場合。

イ) 点検及び軽微な補修等において必要となる図書等を当該業務の受託者が使用する場合。

ウ) 再構築、更新等の計画、設計等において必要となる図書等を当該業務の受託者が使用する場合。

⑥ 完成図書への表示等

受注者が作成する完成図書等は、発注者と協議のうえ、前項の旨を表示する。また、完成図書は、容量計算書や組立図等技術情報やノウハウ等の企業秘密を含む部分と配置図や施工図など一般的な内容とに区別し、分冊で製本してもよい。電子ファイルにおいても同様の扱いとする。

(19) 取扱説明会

市職員に取扱説明書を配布し、取扱説明会を開催すること。

(20) 暴力団等不当介入に関する事項

① 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

② 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

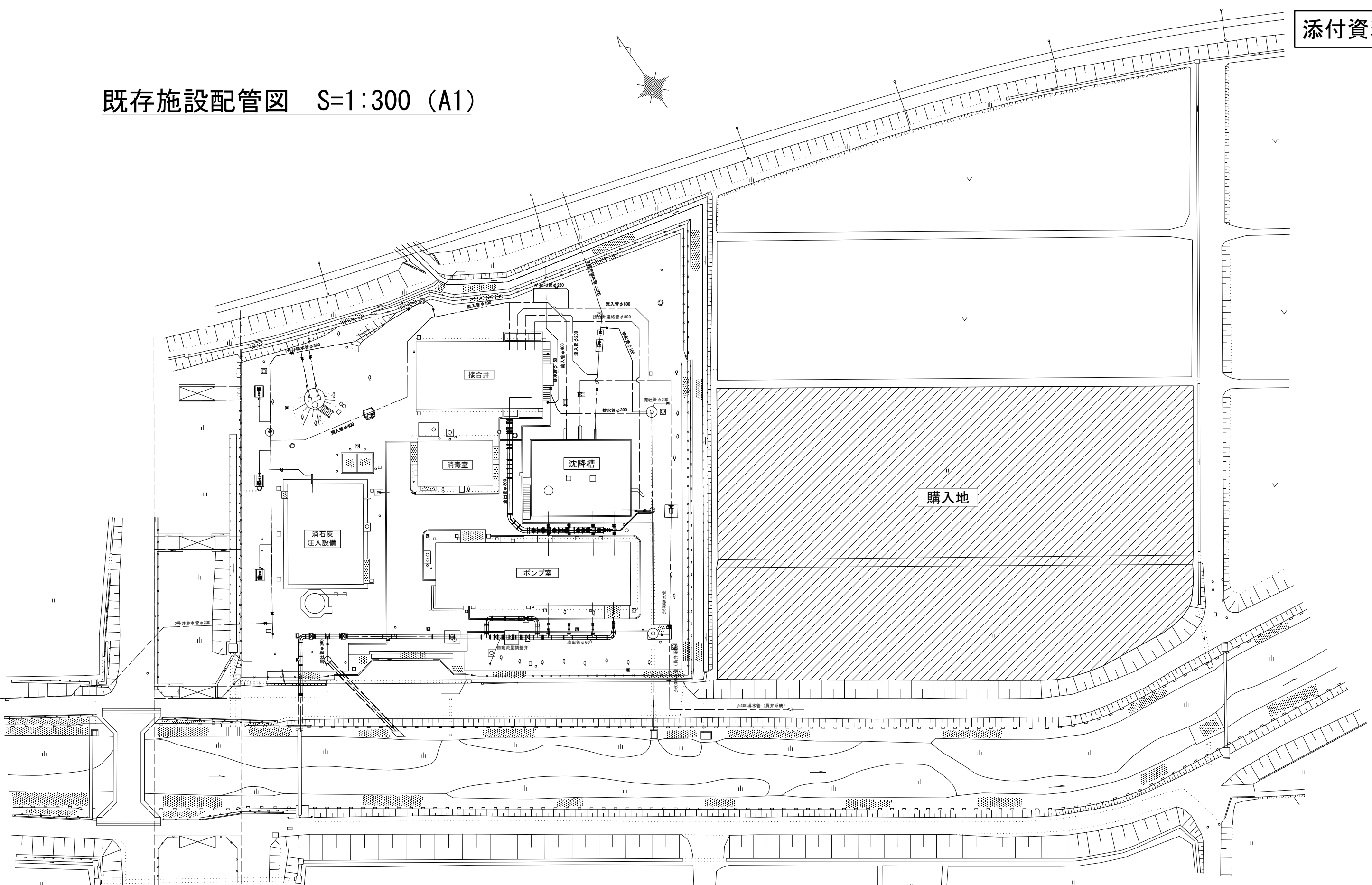
契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

③ ①、②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(21) 個人情報取扱注意事項

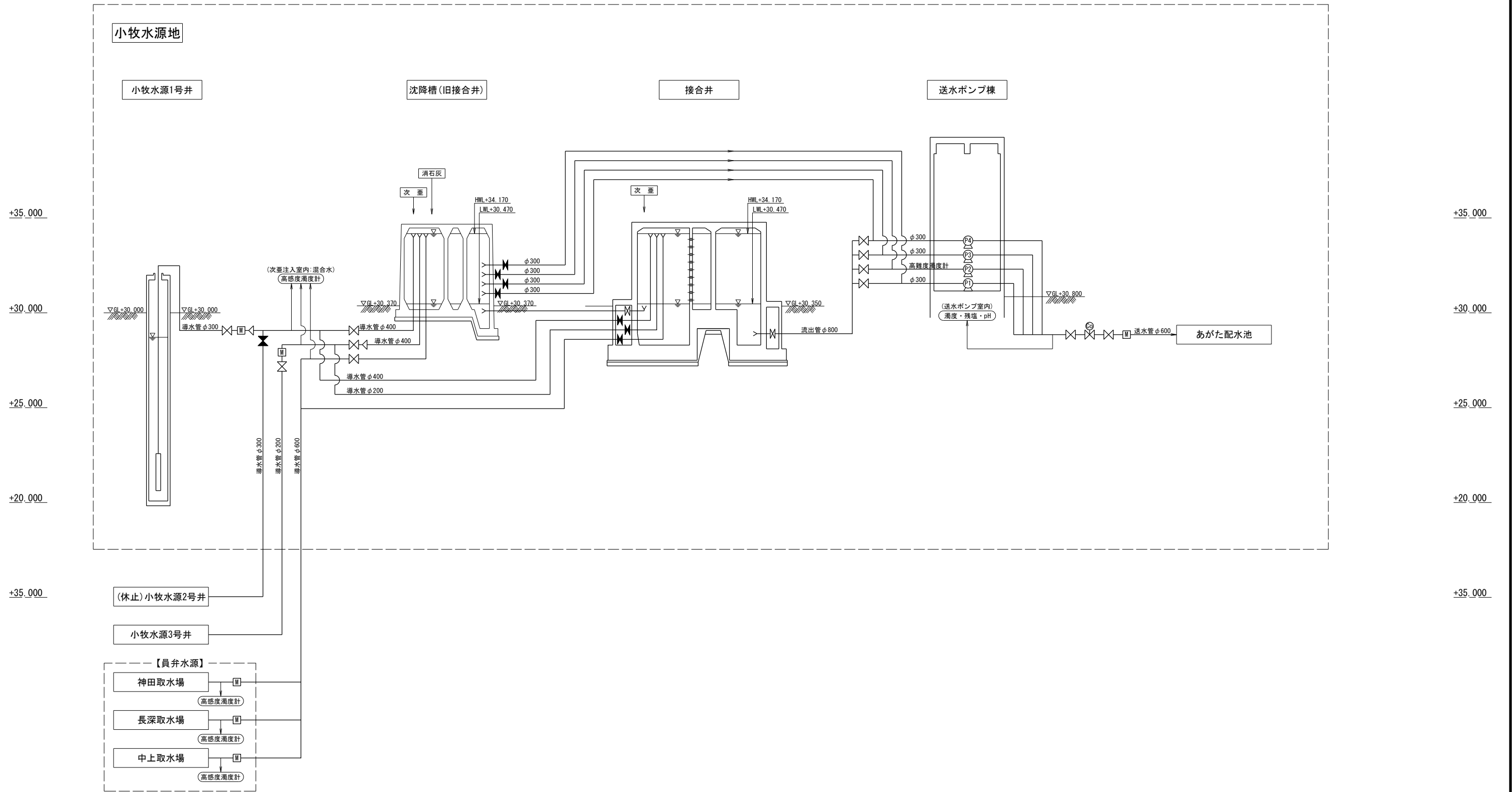
この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

既存施設配管図 S=1:300 (A1)

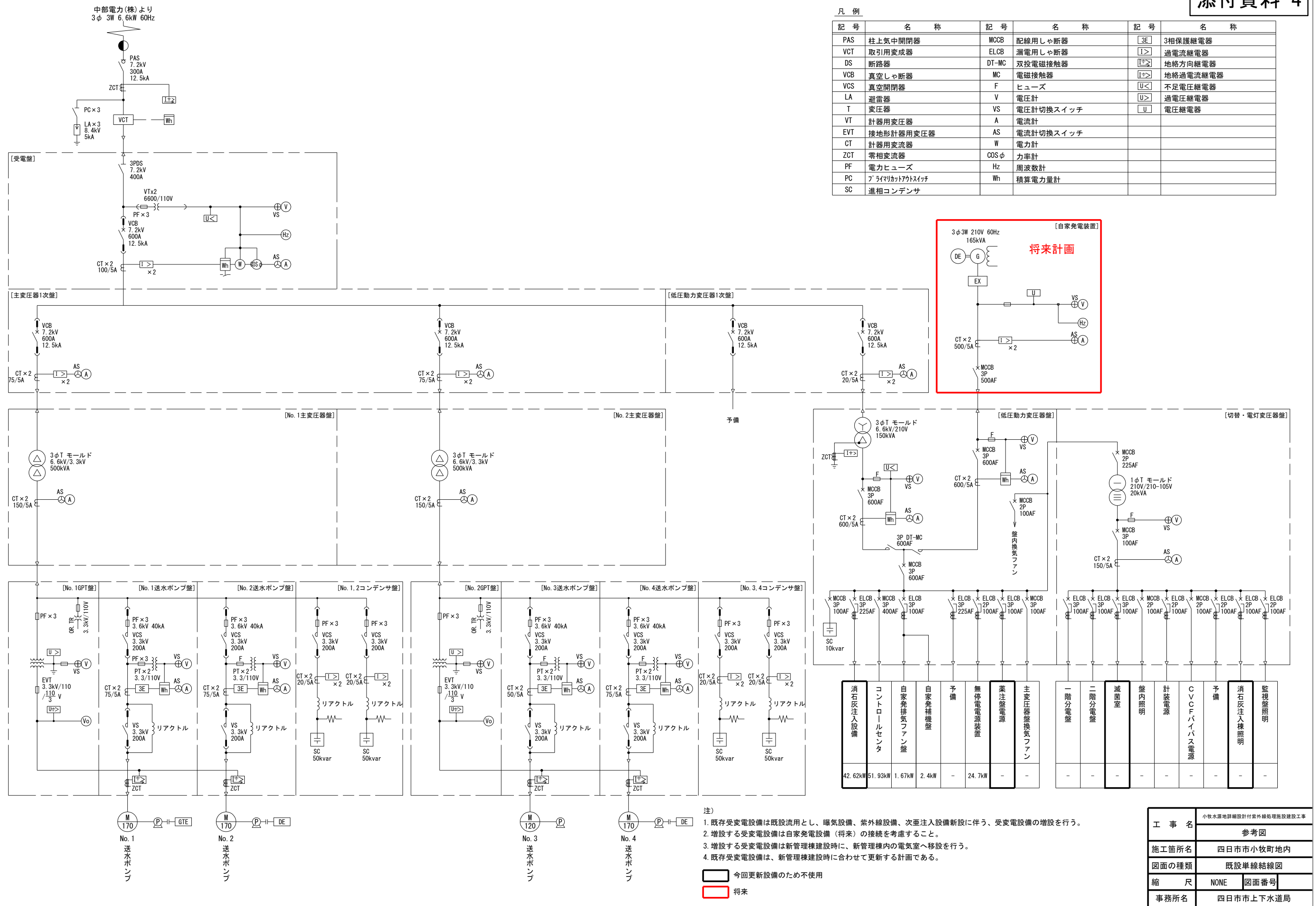


工事名	小牧水源地詳細設計付帯外線処理施設建設工事	
施工箇所名	参考図	
図面の種類	四日市市小牧町地内	
縮尺	S=1:300 (A1)	図面番号
事務所名	四日市市上下水道局	

現況水位高低図 Sv=1:100 (A1) , Sh=None

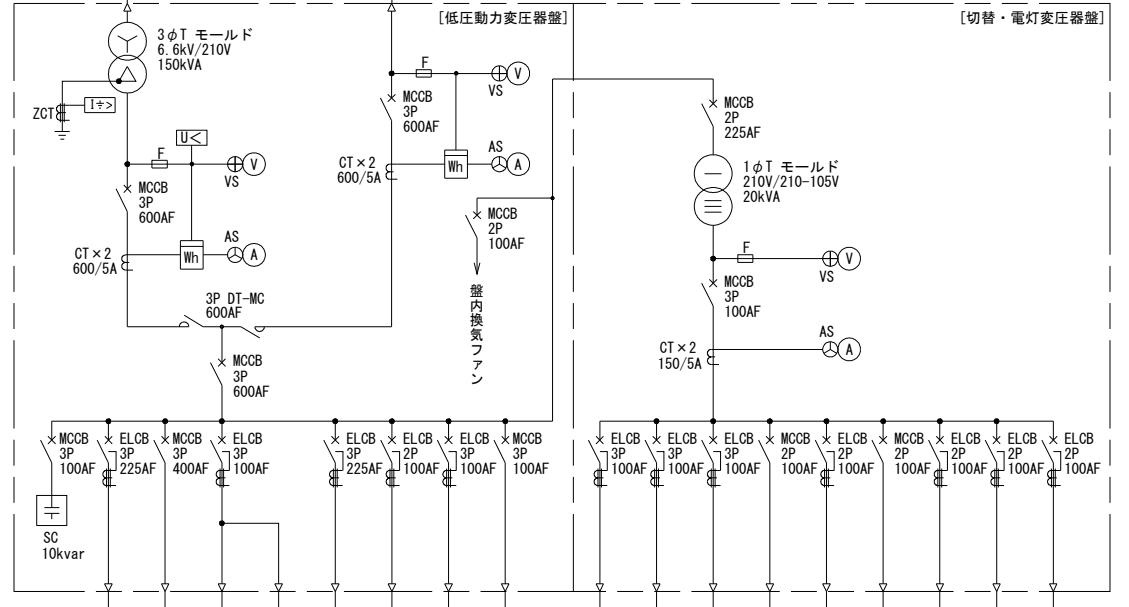
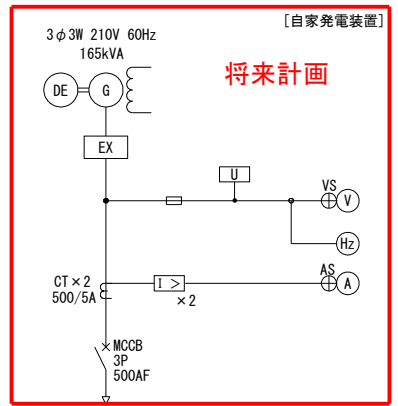


工事名	小牧水源地詳細設計付帯外線処理施設建設工事		
	参考図		
施工箇所名	四日市市小牧町地内		
図面の種類	現況水位高低図		
縮尺	Sv=1:100 (A1) Sh=None	図面番号	
事務所名	四日市市上下水道局		



凡例

記号	名称	記号	名称	記号	名称
PAS	柱上気中閉開器	MCCB	配線用しゃ断器	3E	3相保護継電器
VCT	取引用変成器	ELCB	漏電用しゃ断器	I>	過電流継電器
DS	断路器	DT-MC	双投電磁接触器	I<>	地絡方向継電器
VCB	真空しゃ断器	MC	電磁接触器	I>>	地絡過電流継電器
VCS	真空閉開器	F	ヒューズ	U<	不足電圧継電器
LA	避雷器	V	電圧計	U>	過電圧継電器
T	変圧器	VS	電圧計切換スイッチ	U	電圧継電器
VT	計器用変圧器	A	電流計		
EVT	接地形計器用変圧器	AS	電流計切換スイッチ		
CT	計器用変流器	W	電力計		
ZCT	零相変流器	COSφ	力率計		
PF	電力ヒューズ	Hz	周波数計		
PC	ブライマリカットスイッチ	Wh	積算電力量計		
SC	進相コンデンサ				



消石灰注入設備	コントロールセンタ	自家発排気ファン盤	自家発補機盤	予備	無停電電源装置	薬注盤電源	主変圧器盤換気ファン	一階分電盤	二階分電盤	減菌室	盤内照明	計装電源	CVCバイパス電源	予備	消石灰注入棟照明	監視盤照明
42.62kW	51.93kW	1.67kW	2.4kW	-	24.7kW	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 注)
- 既存受変電設備は既設流用とし、曝気設備、紫外線設備、次亜注入設備新設に伴う、受変電設備の増設を行う。
 - 増設する受変電設備は自家発電設備(将来)の接続を考慮すること。
 - 増設する受変電設備は新管理棟建設時に、新管理棟内の電気室へ移設を行う。
 - 既存受変電設備は、新管理棟建設時に合わせて更新する計画である。

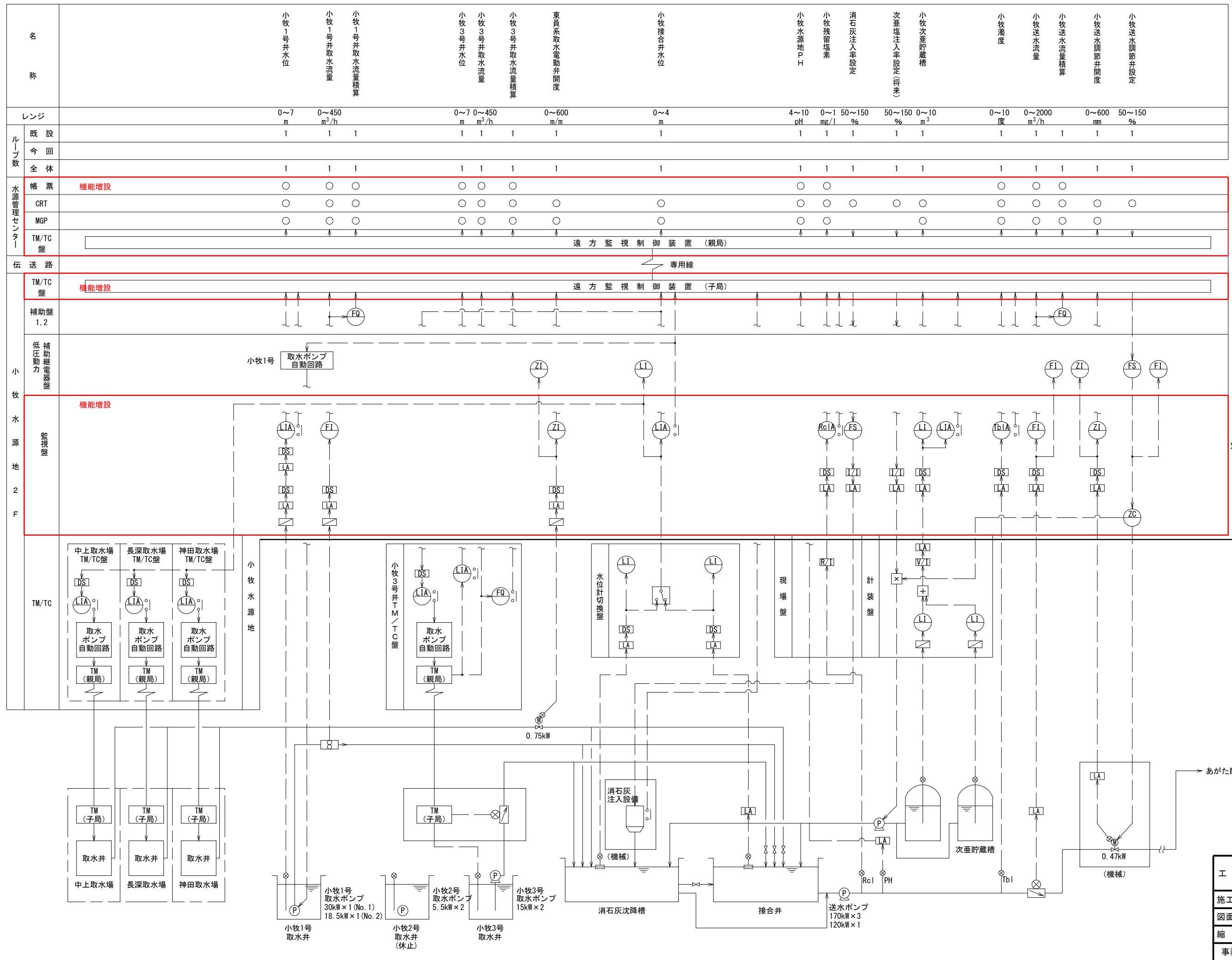
 今回更新設備のため不使用
 将来

工事名	小牧水源地球詳細設計付外線処理施設建設工事	
	参考図	
施工箇所名	四日市市小牧町地内	
図面の種類	既設単線結線図	
縮尺	NONE	図面番号
事務所名	四日市市上下水道局	

添付資料-5

凡例

記号	名称
F	流量
I	表示
L	液位
Z	開度
S	設定
C	調節
Q	積算計
A	警報設定器
TbI	濁度
RcI	残塩
DS	ディストリビュータ
I/I	アイソレータ
変換器	
V/I	電圧・電流変換器
R/I	抵抗電流変換器
×	乗算演算器
+	加算演算器



別途工事

工事名	小牧水源池詳細設計付紫外線処理施設建設工事	
施工箇所名	四日市市小牧町地内	
図面の種類	計装フローシート	
縮尺	NONE	図面番号
事務所名	四日市市上下水道局	

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第11 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第13 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - （1） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - （5） 低入札工事でないこと。
 - （6） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - （7） 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね10km以内である場合は、この限りではない。
 - （8） 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - （9） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - （10） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （11） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - （12） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（9）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。